

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 社会保障審議会<br>介護保険部会(第77回) | 参考資料1-2 |
| 令和元年5月23日               |         |

平成31年度介護保険納付金に係る基礎数値の誤りについて

社会保険診療報酬支払基金内部調査チーム

平成31年4月22日

1 事案名 平成 31 年度介護保険納付金に係る基礎数値の誤りについて

2 内部調査チーム(平成 31 年 3 月 20 日設置)の開催状況

第 1 回 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 00

第 2 回 平成 31 年 3 月 29 日 (金) 13 : 00 ~ 14 : 30

第 3 回 平成 31 年 4 月 11 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 15

第 4 回 平成 31 年 4 月 22 日 (月) 13 : 00 ~ 13 : 15

3 事案の概要

(1) 概況

- 健康保険組合等の医療保険者は、毎年度、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）退職者医療・介護保険部（以下「介護保険部」という。）が設定し厚生労働省老健局介護保険計画課（以下「計画課」という。）が確定する係数等に基づき、介護納付金額（介護給付費・地域支援事業支援納付金）とそれに応じた介護保険料率を予算で決定している。
- 計画課は、医療保険者の予算編成に間に合わせるために、年度末に告示する係数の「確定値」とは別に、年末に係数の「参考値」を医療保険者に提示している。これらの係数の一部は、支払基金介護保険部が算出し計画課へ提供している。
- 今回、支払基金から提供した「参考値」用の係数の一部に誤りがあった。具体的には、平成 29 年度の介護納付金の確定に用いる被保険者数について、誤って平成 31 年度の被保険者見込数を用いた結果、一人当たり介護納付金額が低く設定された。
- このため、この係数を用いた健保組合等については、予算の中で想定した水準より介護納付金額が上回ることとなった。
- 支払基金では、3 月 18 日開催の理事会での概要説明後、役職員による内部調査体制を設置し、事実関係の確認と再発防止策の策定を行うこととした。

※ 本事案の発生を受け、平成 31 年 4 月 9 日、支払基金理事長は、厚生労働大臣より、今回の誤処理について厳しく注意を受け、また、正確で丁寧な事務の遂行の徹底について厳しく指導を受けた。

(2) 誤りの内容

「平成 29 年度被用者保険等保険者に係る補正後第 2 号被保険者数」

(誤)32,101,514 人 (正)31,101,142 人 (差) △1,000,372 人

注) (誤) は平成 31 年度補正後見込人数。(正) の平成 29 年度補正後人数を用いるべきであった。

「平成 29 年度被用者保険等保険者に係る補正後第 2 号被保険者 1 人当たり負担額」

(誤)63,500 円 (正) 65,489 円 (差) +1,989 円

注) 上記人数を約 100 万人多く入力した結果、(正) より約 2,000 円少なく設定された。

#### 4 経過

##### 【11月29日、30日】

- ・ 支払基金介護保険部担当者は、計画課への「参考値」用の提供資料を作成する際、補正後第2号被保険者数について平成29年度確定数を算出し使用すべきところを、並行作業して算出していた平成31年度見込数を用いたことにより、約100万人多く入力。この結果、「参考値」用の「平成29年度被用者保険等保険者に係る補正後第2号被保険者1人当たり負担額」（以下「負担額」という。）を64,039円として算出。
- ・ 支払基金介護保険部担当係長は、支払基金介護保険部担当者が作成した報告書の数値を、直前に紙出力し確認していた平成31年度見込数により確認。

##### 【12月5日】

- ・ 支払基金介護保険部担当係長より誤った数値（「参考値」用の負担額64,039円）を記載した資料を計画課係長へメールで提出（支払基金介護保険部上長（担当課長・副長）にCC送付）。
- ・ 資料提出の決裁は事後決裁とし、12月18日に他案件と一括で処理された（決裁者：担当部長）。

##### 【12月25日】

- ・ 計画課より事務連絡発出に向けて被用者保険第2号被保険者数の合計値の不整合について確認依頼を受け、支払基金介護保険部担当者が確認した結果、転記の際の誤入力が判明したため、「参考値」用の負担額を再計算して63,433円と算出し、修正した資料を支払基金介護保険部担当係長からメールで計画課係長へ提出。  
※ 上長へのCCは設定していない。担当者は口頭で報告したと認識しているが、上長は報告を受けた認識はない。

##### 【12月26日】

- ・ 支払基金介護保険部担当者が平成31年度の納付金算定に係る諸係数について再度確認した結果、補正後第2号被保険者数が2名減（「参考値」用の負担額には影響なし）となったことから、補正後第2号被保険者数を修正した資料を支払基金介護保険部担当係長からメールで計画課係長へ提出（上長へのCCは設定していない）。
- ・ その後、支払基金介護保険部担当係長は、事務連絡に記載する負担額「参考値」（負担額の実額（この時点では63,433円）を基に計画課で設定される100円単位で切り上げた額）について、実額を示して計画課係長にメールで問い合わせ、63,500円とする旨の回答を受けた（支払基金介護保険部上長（担当課長・副長）にCC送付）。

##### 【12月27日】

- ・ 計画課より「参考値」を記載した事務連絡「平成31年度介護給付費・地域支援事業支援納付金の算定に係る諸係数等について」を医療保険者あて発出。負担額は、63,433円を100円単位で切り上げた63,500円として記載。

【1月22日】

- ・ 夕方、支払基金介護保険部担当係長及び担当者は、支払基金における平成31年度予算の作業を行っている中で、計画課係長に提供した「参考値」用の負担額が誤りであり、約2,000円多い金額（63,433円→65,489円）とすべきであったことを発見。

【1月23日】

- ・ 支払基金介護保険部担当係長は、電話にて計画課係長に対し、「参考値」用の係数の一部に誤りがあり、納付金額算出の基となる負担額が年間約2,000円増額する可能性がある旨を連絡。

併せて支払基金介護保険部担当係長は、計画課係長に対し、「介護給付費交付金確定額及び地域支援事業支援交付金確定額」が変動する可能性があることから、これに伴い負担額も変動する可能性があることを伝達。

- ・ 計画課係長は、負担額が今後変動し得るのであれば確定した際に報告するよう指示。
  - ※ 支払基金介護保険部担当係長及び担当者は、この段階で上長（担当課長・副長）に報告したと認識。しかし、この報告は確実な方法で行われておらず、上長は報告を受けた認識はない。
  - ※ 支払基金介護保険部担当係長は、計画課係長に対して具体的な金額及び2月末に交付金確定額が再確定する旨を伝えたと認識しているが、しかるべきレベル及び確実な方法で連絡しておらず、計画課係長はこれらの連絡を受けた認識はない。
  - ※ この時の計画課係長からの指示については、計画課係長は「「参考値」用の負担額を修正・確定して報告を求める」旨の認識であったが、支払基金介護保険部担当係長は「負担額の修正は「確定値」を算出する際に「確定値」用の負担額として報告する」趣旨と認識しており、この齟齬が影響拡大の一因と考えられる。

【1月末～2月初旬頃（月日不明）】

- ・ この頃、支払基金介護保険部担当係長が、計画課係長に対し、告示に用いる平成31年度納付金の算出に必要な諸係数の提出時期について電話にて確認した。その際、最後に確定する「平成31年度第2号被保険者標準報酬総額見込額」の確定後に全て揃えて提出してくれれば良い旨の指示を受けた（その後、別件の電話の際にも同旨やりとりがあった。）。
- ※ この時の計画課係長からの指示については、計画課係長は「（「参考値」用の負担額の修正・確定作業とは別に）「確定値」用の数値は全て揃えて提出してほしい」旨の認識であったが、支払基金介護保険部担当係長は、上記の通り「参考値」用の負担額の修正・確定の指示を受けた認識がなかったことから、「負担額の修正も含め「確定値」が全て揃う3月初旬に「確定値」の係数の数値を全て揃えて提出する」旨指示されたと認識した。

【2月15日】

- ・ 支払基金介護保険部担当者は、再確定した「介護給付費交付金確定額及び地域支援事

業支援交付金確定額」をこの日同部交付金係から受け取ったことから、「確定値」用の負担額を算出。支払基金介護保険部担当係長は、この負担額の確認を行い確定。

※ 再確定した「交付金確定額」は12月5日時点の「交付金確定額」から変動があったが、負担額は、1円単位の端数処理の関係から、1月23日時点の65,489円から結果的に変動していない。

※ 支払基金介護保険部担当係長は、この段階で確定した「確定値」用の負担額だけでも計画課係長に報告すべきであったが、上記のとおり、「負担額の修正も含め3月初旬に「確定値」の係数の数値を全て揃えて提出する」旨の指示があったと認識していたことから報告を差し控えた。

### 【3月5日】

- ・ 支払基金介護保険部担当係長は、「平成31年度第2号被保険者標準報酬総額見込額」が確定したことにより「確定値」の係数の数値が全て揃ったことから、これらを計画課係長にメールにて提出。
- ・ その際、支払基金介護保険部担当係長は、計画課係長に対し、1月23日に連絡した負担額が確定し、63,433円から65,489円に増額していることを電話にて報告。

### 【3月6日】

- ・ 支払基金介護保険部担当係長は、計画課係長から、3月5日に報告した「確定値」について次の2点の大幅変更理由について説明依頼を受けた。
  - ① 平成29年度確定納付金に係る補正後第2号被保険者数
  - ② 被用者保険等被保険者に係る1人当たり負担額
- ・ 支払基金介護保険部担当係長は、説明依頼があった旨を担当課長に報告し、担当課長はその旨を担当部長に報告。
- ・ 支払基金介護保険部担当係長は、計画課への説明資料を作成し内容・経過を担当課長に報告、担当課長は内容・経過を担当部長に報告し、支払基金介護保険部担当課長と担当係長が計画課に出向いて説明。

計画課：課長補佐、係長

基金：担当課長、担当係長

- ・ 支払基金介護保険部担当係長から、1月23日における計画課係長との電話応答の状況（「参考値」の一つに計算誤りがあったこと及び負担額が年間約2,000円増額する可能性があることを支払基金介護保険部担当係長から計画課係長へ報告した件）を説明。
- ・ 計画課から再発防止策の提出を求められた。
  - ※ 1月23日の第一報が然るべきレベル及び方法で報告されず担当者の電話により行われたことから、計画課係長は1月23日の段階で2,000円程度の増額の可能性は聞いたが具体的な負担額を聞いた認識はない。

### 【3月7日】

- ・ 支払基金介護保険部から、誤処理状況及び厚労省説明状況について、担当審議役、常任顧問への報告を経て、支払基金理事長まで報告。

【3月8日】

- ・ 計画課幹部へ、誤処理状況を次のとおり報告。

影響保険者：最大 1,469 保険者      影響額：最大 413 億円

計画課：課長、課長補佐、担当係長

基金：常任顧問、担当部長、担当課長

- ・ 事案の大きさに鑑み、まず計画課から関係者への説明を行い、その後支払基金から関係者への説明を行うこととされた。

【3月11日】

- ・ 計画課が健保連へ誤処理状況を説明。

計画課：課長、課長補佐、担当係長

健保連：理事、部長ほか担当グループ

【3月12日】

- ・ 計画課が協会けんぽへ誤処理状況を説明。（支払基金同席）

- ・ 協会けんぽ、船員保険共に参考値の使用は無いことから影響無しと判明。

協会けんぽ：担当部長ほか担当グループ 4 名（船員担当含む）

計画課：課長補佐、担当係長

基金：担当課長

【3月13日～14日】

- ・ 計画課から保険者への説明が行われたことから、支払基金（常任顧問）が理事会に向け、保険者代表の理事 3 名・監事 1 名に誤処理状況を報告。

【3月18日】

- ・ 支払基金が理事会において説明及びお詫び。

- ・ 計画課に理事会の状況を報告。

計画課：課長、課長補佐、担当係長

基金：常任顧問、担当部長

## 5 発生原因

### <事務処理誤り（直接要因）>

- (1) 作業ミスについては、担当者が、算定方法が異なる「29年度の確定値」と「平成31年度の見込値」について同時期に並行して算出作業を行ったため、本来「平成29年度の確定値」を用いるべきところを誤って「平成31年度の見込値」を用いて算出したこと。

### <事務処理誤り（間接要因）>

- (2) 当該作業においては、ダブルチェック体制を敷き、それを実施していたが、十分に機能せず、誤りを見つけることができなかったこと。

< 事故判明後処理（直接要因） >

- (3) 事故発覚時、支払基金から厚生労働省へ連絡したが、その第一報が然るべきレベル及び方法で報告されず、担当者の電話により行われたこと。また、担当者同士の意思の疎通が十分ではなく、指示内容の理解に齟齬があったこと。

< 事故判明後処理（間接要因） >

- (4) 負担額が約 2,000 円上がることによる保険料率への影響度を担当係長・担当者が十分に認識していなかったこと及び管理者のリスク管理意識が欠如していたことにより、上司や幹部に情報が上がらなかったこと。
- (5) 支払基金本部における事故報告の仕組み（悪い情報を速やかにあげる体制）が整備されていなかったこと。

## 6 影響範囲

- (1) 影響範囲： 誤った負担額を用いて、予算編成を行った医療保険者

- ・ 健保組合（最大 1,380 組合）
- ・ 共済組合（最大 85 組合）
- ・ 全国土木建築国保組合

- (2) 影響額： 最大 201 億円

\* 協会けんぽは自ら係数を算出していることから本件の影響は受けていないため、実影響額は 3 月 8 日に試算した「最大額 413 億円」より減少している。なお、参考値の誤りが被用者保険に関するものであったことから、全国土木建築国保組合以外の国保には影響は生じていない。

## 7 再発防止策

< 事故判明後処理（間接要因）への対応 >

- (1) 事故発生時迅速に対応するリスク管理委員会の新設

理事長を委員長とし、専務理事、常勤理事、常任顧問、審議役、関係部長を構成員とするリスク管理委員会を常設機関として新設し、事故発生時における幹部までの迅速な情報伝達・共有、幹部による迅速的確な判断・指示を行う体制を整備する。また、事故を未然に防ぐため、リスク管理委員会は、平常時から組織内のリスクの一元管理及び評価を実施し、リスクへの対応方針を決定するとともに、リスク管理状況を定期的にレビューし、フォローアップを行うこととする。

- (2) 事故発生時にトップダウンでの対応を可能とする一斉同報メールシステムの構築

事故が発生した際、事象に気付いた役職員が、事故報告専用メーリングリストにより、理事長以下全常勤役員及び全審議役に宛てて一斉同報メールを発信する仕組みを構築する。受信者である幹部は緊急対応性事案の有無をトップダウンで判断し、緊急性有りの場合は直ちに理事長がリスク管理委員会を招集して、リスク管理委員会が具体的に対応を指示する体制を敷く。

(3) 内部通報制度の整備

現状では外部弁護士と連携した内部通報窓口（外部窓口）を設置しているが、対象がハラスメントのみにとどまっていたことから、新たにコンプライアンス全般に関連する通報相談を対象に加えることとする。併せて、支払基金本部内にも内部通報窓口を設置するとともに業務運営への影響やコンプライアンス上の問題がある事案については、直接報告先として常勤監事を加え、早期かつ迅速な問題解決に向けた体制を整備する。

(4) 組織風土改革の推進

現在、支払基金改革の取組の一環として組織風土改革 PT で組織風土改革を進めているが、今回の事故は組織内の連携不足や報・連・相の不徹底が要因の一つであることから、「悪い情報ほどすぐに共有されるような風通しのよい職場環境の構築」を新たに PT の重点課題に追加し、改善の取組を進める。

(5) 内部監査における重点的な確認

今回の事故を踏まえて、本部・支部において発生した事故に対する対応態勢を重点的に検証する。特に事故発生時に速やかな報告を行っているか、5W1Hを始めとした事実の把握を正確に行っているか、原因分析を適切に行っているか、原因に対応した再発防止策を策定の上、確実に実施し機能しているか深掘りし検証していく。

<事務処理誤り（直接要因・間接要因）・事故判明後処理（直接要因）への対応>

(6) 作業分担の見直しとダブルチェックが機能する作業マニュアルの整備

本事案の作業ミスは単独の担当者による多重業務処理がきっかけであることから、作成時期に応じて作業項目を行う担当者を分け、担当者間相互による確認と上長によるチェックを行う体制とする等作業マニュアルの精緻化を行う。

また、支払基金において取り扱う同種の全係数についても算出方法及びダブルチェック方法の再確認を行い、同様に作業マニュアルの精緻化を行う。

(7) 支払基金と厚生労働省との連携強化

支払基金と厚生労働省の担当者同士の日常的な意思疎通を図るため、年間の作業スケジュールを共有した上で、予算編成に際しては事務局レベルの事前打ち合わせ会を実施し、支払基金管理者が適切に進捗管理を行う体制を構築する。

8 健康保険組合を始めとする医療保険者に対する具体的な対応

(1) 医療保険者における資金繰りへの対応

本事案の発生により告示に基づく介護給付費・地域支援事業支援納付金額が予算計上額を上回る医療保険者が生じたことから、3月29日及び4月16日付で計画課及び厚生労働省保険局保険課の連名で各健康保険組合等の関係医療保険者宛に事務連絡が発出され、納付金の対応について取り得る選択肢を拡大し、

- ・介護保険法に基づく納付猶予による翌年度納付
- ・予備費の充当や（限度内部分も含む）準備金の活用による31年度納付

のいずれも可能となるよう、弾力的な運用を行うことが示された。

同様に、支払基金においても、4月16日付で各健康保険組合等の関係医療保険者宛に、納付金の納付について弾力的に運用する旨の文書を発出した。



これらにより、

- ・ 納付金の猶予に係る督促状の発行及び延滞金の徴収はしないこと
  - ・ 納付猶予は、厚生労働大臣の承認後に適用されるものであるが、承認日が納付期限を跨ぐ場合であっても遡及して適用すること
  - ・ 納期は各納期の一部又は全納期を選択して申請できること、また、猶予を求める額は限度額又は一部の額のいずれでも申請できること
  - ・ 猶予期間は、最大一年以内の範囲内で希望する期間を申請できること
- 等が示された。

\* 介護保険法第 158 条第 1 項

(納付猶予)

支払基金は、やむを得ない事情により、医療保険者が納付金を納付することが著しく困難であると認められたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

(2) 支払基金における資金繰り

介護保険を運営する保険者等（市町村）に対しては、平成 31 年度は約 2.9 兆円の交付金が交付される予定である。

この交付金については、医療保険者からの介護納付金について医療保険者が納付猶予を活用する場合（最大 201 億円）であっても、平成 30 年度において生じた剰余金（平成 31 年 3 月末時点で 1,700 億円程度の見込み）を充当できることから、介護保険を運営する保険者等（市町村）への交付金は全額確保される。

9 「参考値」の精度向上に向けた今後の取組み

介護納付金の係数については、従来から、年末の「参考値」と年度末の「確定値」との乖離が課題とされてきたことから、これをできるだけ解消することを目指し、「参考値」の精緻化に向けてどのような対応が可能か、厚生労働省・被用者保険者等関係者と協議を行うこととしたい。

## 「内部調査チーム」名簿

| 役 職    | 備考             |
|--------|----------------|
| 委員長    | 専務理事           |
| 副委員長   | 常勤理事           |
| 委 員    | 常任顧問           |
| 委 員    | 審議役            |
| 委 員    | 審議役            |
| 委 員    | 総務厚生部長         |
| 委 員    | 業務部長           |
| オブザーバー | 常勤監事           |
| オブザーバー | 監査室長           |
| オブザーバー | 内部統制<br>アドバイザー |

